

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設 (国27)(法人税:義)(所得税:外) (地26)(法人住民税、事業税:義) 【新設】延長・拡充
2	要望の内容	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者の安全を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される非常用発電設備等を民間事業者が新規に整備した場合に、課税の特例措置を講じる。
3	担当部局	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)付
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大都市の交通結節点など都市機能が集積した地域において、エリア全体の視点からの官民の連携によるエリアの関係者によるソフト・ハード両面にわたる一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号) 第 19 条の3 (都市再生安全確保計画) 協議会は、地域整備方針に基づき、都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な待避のために移動する経路、一定期間待避するための施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関する計画(以下「都市再生安全確保計画」という。)を作成することができる。
	① 政策目的及びその根拠	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 10. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、都市再生特別措置法に規定する特定地域及び緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市の魅力を高め、併せて都市再生安全確保計画に基づき非常用発電設備等の整備を促進することにより都市の防災に関する機能を確保する。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>都市再生特別措置法に基づき、都市再生安全確保計画を作成した都市再生緊急整備地域の数を平成27年度までに34地域とする。(現在1地域)</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により非常用発電設備等の整備のインセンティブを設け、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制することで、我が国の経済を牽引する大都市の維持・継続性が確保される効果が見込まれる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(適用見込件数)</p> <p>平成 26 年度: 18 件(うち個人 1 件、法人 17 件)</p> <p>平成 27 年度: 16 件(うち個人 1 件、法人 15 件)</p> <p>現時点で把握している計画作成見込をもとに、平成 26 年度及び平成 27 年度の見込件数を推計した。</p>
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 27 年度)</p> <p>我が国の経済の牽引役となる大都市の都市再生が進められていく中で、耐震性や防火性の高いオフィスビルが建築される一方、都市機能の集積による滞在者や来訪者等の増加に対して必ずしも十分な防災対策が講じられておらず、本租税特別措置の創設等により都市再生安全確保計画の作成等を図り、早急に、都市再生に当たって必要となる防災対策を促進していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 27 年度)</p> <p>我が国の経済の牽引役となる大都市の都市再生が進められていく中で、耐震性や防火性の高いオフィスビルが建築される一方、都市機能の集積による滞在者や来訪者等の増加に対して必ずしも十分な防災対策が講じられておらず、早急に、本租税特別措置の創設等により都市再生安全確保計画の作成等を図り、都市再生に当たって必要となる防災対策を促進していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 27 年度)</p> <p>首都直下地震等の大規模地震発生時において、甚大な人的・経済的被害の発生が予想されているが、本特例措置を講じない場合、非常用発電設備等の整備が十分に進まず、避難者及び帰宅困難者が数多く発生する可能性が大きい。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 27 年度)</p> <p>本特例措置をインセンティブとして、非常用発電設備等が整備されることにより、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、我が国の経済を牽引する大都市の防災対策の促進の効果が見込まれる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定地域及び都市の再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される非常用発電設備等を取得または整備した場合に限って適用されるものであり、政策目的の達成のために的確かつ必要最低限の措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生安全確保計画を作成する上で必要となる実態把握などの基礎的な調査等に対する補助 【内閣府：平成 26 年度要求予定額 国費 1.0 億円】 ・都市再生安全確保計画の作成又は都市再生安全確保計画に記載されたハード・ソフト両面の防災対策の実施に対する補助 【国土交通省：平成 26 年度要求予定額 国費 4.3 億円】 <p>上記の予算上の支援と本要望による税制特例を一体的に講じることにより、エリアの関係者によるハード・ソフト両面での防災対策の取組を促し、大都市の防災性向上による都市機能の維持・継続性の確保を図る。</p> <p>なお、本租税特別措置は大規模な地震発生時に避難者・帰宅困難者が多く滞在する可能性がある地下街等において更なる設備投資が必要との観点から、都市再生安全確保計画に記載された非常用発電設備等を新たに整備した場合に限定して税制支援を行うものであり、ソフト・ハード両面から都市再生安全確保計画の作成等の防災対策の実施そのものを促す財政支援との役割分担は明確である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置を講じることにより、当該地域の防災性の向上及び都市機能の維持・継続性の確保が図られることから、地方公共団体が協力する相当性がある。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—